

2024年7月26日  
経済産業省  
大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課  
イノベーション・環境局GXグループ資源循環経済課  
製造産業局素材産業課

各位

プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた懸念のある化学物質に関するアンケート調査について（協力依頼）

平素より経済産業行政にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

近年、海洋環境に流出するプラスチックゴミ問題が世界的に高まり、これらを背景として、2022年3月、第5回国連環境総会再開セッションにおいて、「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際約束に向けて」が採択され、2022年にプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）<sup>1</sup>を設置することが決定されました。

この決定に基づき、INCは、2022年11月から2024年末までに複数回開催されることとなり、現在まで、2022年11月にINC1（於：ウルグアイ）、2023年5月にINC2（於：フランス）、2023年11月にINC3（於：ケニア）、2024年4月にINC4（於：カナダ）が開催され、残すところ、2024年8月の会期間専門家会合（於：タイ）、2024年11月のINC5（於：韓国）となりました。

2023年9月に、条約の素案（ゼロドラフト）が公表され、内容としては、①条約の前文・スコープ・目的・原則、②主要義務規定（一次プラスチックポリマー、懸念のある化学物質・ポリマー、問題があり回避可能なプラスチック製品、製品設計、拡大生産者責任（EPR）、廃棄物管理等）、③条約の実施手段・措置（資金・技術支援、国別行動計画等）等が規定されています。このゼロドラフトをもとに、INC3及びINC4にて、条文の内容等について、議論し、各国等から新たな条文案の提案等が行われました<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 所謂、国連加盟国が集まり、条約交渉を行う会合。

<sup>2</sup> 現時点での条約条文案は、以下のURLよりダウンロード可。

[https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45858/Compilation\\_Text.docx](https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45858/Compilation_Text.docx)

[https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45858/Compilation\\_Text.pdf](https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45858/Compilation_Text.pdf)

このような状況の中で、2024年4月に開催されたINC4において、欧州連合（EU）及びノルウェー王国等より、プラスチックに含まれる懸念のある化学物質として、具体的な化学物質をリスト化した上で、世界一律で使用禁止や廃絶等の措置を取ることが提案されました。

日本としては、主要なプラスチック大量消費国・排出国も参加可能な実効的・進歩的な枠組み構築を目指しております。また、プラスチックは社会を維持・改善するために欠かせない有用な材料であり、その環境中への流出を抑制すべく、生産・流通・販売・消費・廃棄物管理のライフサイクルを通じた適切な管理を、各国の事情に応じて強化すべきとの立場を取っており、また、化学物質の管理についても、各国が自国の状況を勘案した上で、各国が懸念のある化学物質の評価を行うようにし、その上で、代替物質の技術的な実効可能性、入手可能性、アクセス可能性、社会的経済的影響などを含めた各国の実情や必要性に応じて各国で判断し、適切な措置を講じるべきとの立場を取っております。

しかしながら、交渉等は残すところ、2024年8月のタイでの会合及び11月の韓国での会合しかなく、予断を許さない状況となっております。EU及びノルウェー王国等から提案のあった懸念のある化学物質について、世界一律の規制（使用禁止や廃絶等）となった場合、現在、産業界（企業）が製造・使用している製品に多大なる影響があると考えております。これらの状況を踏まえ、対INCへの対応方針の検討や、EU及びノルウェー王国等の提案が仮に合意される場合の日本への影響度合いの確認、また必要に応じて除外規定を検討するために、別添エクセルファイルに記載した内容のアンケートを下記のとおり実施したいと考えております。ご協力いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 調査対象製品

EU及びノルウェー王国等が提案している懸念のある化学物質120物質（エクセルファイル「（参考）EU提案・ノルウェー王国等提案の物質リスト」シート参照）

### 2. 調査対象者

当該化学物質を製造、使用している事業者

### 3. 調査項目及び調査方法

添付エクセルファイルの「回答者情報及びご質問」シート及び「調査票」シートの各項目に記載していただき、下記期日・提出先までご提出くださいますようお願いいたします。

### 4. 回答期日

8月23日（金） アンケートの一次締め切り

※会期間専門家会合に向けて、可能な限りこの期日までにご提出ください。

9月20日（金） アンケートの最終締め切り

## 5. 回答提出・内容に関する問い合わせ先

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課 担当：菊野、草野

イノベーション・環境局GXグループ資源循環経済課 担当：長崎、志田

製造産業局素材産業課 担当：新地

e-mail: [bzl-inc5@meti.go.jp](mailto:bzl-inc5@meti.go.jp)

## 6. 情報の取り扱いについて

本アンケートで得た情報をもとに、経済産業省内で、INCでの交渉での基礎資料として扱うこととし、個別企業名、責任者連絡先等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき厳重に管理し、提出いただいた個別の情報について外部に公表することはありません。

## 7. その他

複数の業界団体に所属されている企業におかれては、複数の業界団体からアンケート依頼が届く場合があります。複数届いた場合でも、一度のみご回答ください。

## 参考資料

- (1) プラスチック汚染に関する条約交渉のこれまでの動きと今後の見通し
- (2) プラスチック産業の概観
- (3) 国内における化学物質規制の法制度

## 参考情報

プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた会期間専門家会合について  
<https://www.unep.org/inc-plastic-pollution/ioeeg>

プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた第5回政府間交渉委員会（INC）について  
<https://www.unep.org/inc-plastic-pollution/session-5>